

平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会次第

平成28年3月4日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

2. 挨拶

井田委員長

菊地議長

林町長

3. 協議事項

(1) 開催日の決定

(2) 諸般の報告

(3) 審査方法の決定

(4) 議案第22号 平成28年度三芳町一般会計予算

4. その他

5. 閉 会 (14:03)

平成28年3月4日(金)

委員会に出席を求めた者の職氏名

予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会

委員長	井田和宏	副委員長	久保健二
委員	増田磨美	委員	鈴木淳
委員	細田三恵	委員	小松伸介
委員	岩城桂子	委員	安澤豊
委員	本名洋	委員	吉村美津子
委員	細谷三男	委員	内藤美佐子
委員	抜井尚男	委員	山口正史
議長	菊地浩二		

説明者

町長	林伊佐雄	副町長	西村朗
教育委員会 教育長	桑原孝昭	政策推進室 政策推進長	大野佐知夫
政策推進室 副室長	百富由美香	総務課長	駒村昇
総務課 副課長	森田圭一	総務課 人権・当幹 庶務担当主	田中秀樹
財務課長	齊藤隆男	財務課 副課長	高橋成夫
財務課 統計担当主幹	石川英治	財務課 契約担当主査	三浦康晴
秘書広報 室長	萩原清司	税務課長	細谷俊夫
税務課 副課長	栗原彩子	税務課 住民税 担当主幹	藤根晃
税務課 資産税 担当主幹	駒井浩	税務課 管理 担当主幹	山崎俊江
税務課 収税 担当主幹	吉田徳男	自治安心 課長	伊東正男
住民課長	落合行雄	住民課 住民 担当主幹	長谷川雅俊
福祉課長	三室茂浩	福祉課 副課長	郡司道行

健康増進課長	金井塚 和 之	健康増進課長	荻 野 広 明
こども支援課長	杉 山 加 栄 子	こども支援課長	古 山 智 志
環境課長	早 川 和 男	観光産業課長	佐久間 文 乃
都市計画課長	鈴 木 喜 久 次	総調整幹	増 田 善 智
道路交通課長	柏 原 実	道路交通課副長	田 中 美 徳
道路交通路・施設整備担当	鈴 木 栄 一	会計課長兼 会計兼 会者課	高 橋 明 生
教育委員 教育総務課長	横 山 通 夫	教育委員 教育総務課長 給食一長	小 沼 保 夫
教育委員 学校参事 兼教育課長	佐 藤 和 秀	教育委員 学校課長	中 島 弘 恵
教育委員 学生課長	伊勢亀 邦 雄	教育委員 生涯学習課長 藤久民館 兼公民館長	鈴 木 愛 三
教育委員 文化財課長	柳 井 章 宏	上下水道課長	前 嶋 功
上下水道課副長	池 上 武 夫		

委員会に出席した事務局職員

事務局長 池 上 義 典  
事務局書記 松 本 久 子

事務局書記 小 林 忠 之

---

◎開会の挨拶

(午前 9時30分)

○事務局長（池上義典君） おはようございます。それでは、定刻となりましたので、これより平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会を始めたいと思います。

本日は特別委員会の初日ということですので、委員長、議長、町長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

初めに、井田委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会ということでご出席をいただきましてまことにありがとうございます。いよいよきょうから予算及び総合計画の審議が始まるわけでございます。ともに大切なものだという理解もでございますので、慎重審議をお願いいたします。

改めまして議員の皆様にも申し上げるまでもないのですが、予算等は28年度に実施をしたい事業及び事務にどれだけの経費がかかるか、そしてそれを賄うための必要な財源をどのように調達をするかを計画して金額で示したものであります。つまり1年間の収支と支出の見積もりということでございます。住民の皆様のお金を使ってどんな行政サービスを行って福祉の向上に努めるかを決めていく大切なものだという理解がございます。財政的に厳しい三芳町にとってもお金の使い方をしっかりと審議することはやはり大切だというふうに思っていますので、お願いをしたいと思います。予算が堅実なものでなければ、福祉向上をいかに訴えたとしても、それは実現不可能なものになってしまいますし、また長期的に見ても活発な行政の展開を計画的に行うこともやはり難しくなってしまうと思っておりますので、ぜひ、言葉は重なってしまいますけれども、慎重審議をお願いをしたいと思います。

また、執行側の皆さんが提案をされてきた予算を審議して確定させることは議会の責任でもありますし、その責任は本当に重いと思っておりますので、お願いをしたいと思います。また、総合計画においても今後8年間の町の方向性を決める大切なものであります。決めたからにはその進捗状況等を見守っていく責任も議会にはあると思っておりますので、ぜひ忌憚のない質疑を行いながら進めていきたいと思っております。また、町長初め職員の皆様方におかれましては、明確なご答弁をお願いをしたいと思います。

総合計画に関しては初めてのことでありますので、どうなるかわかりません。私もスムーズな進行を心がけますので、皆様方のご協力を改めましてお願い申し上げまして、冒頭の委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

続きまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日より特別委員会ということですので、今冒頭委員長が申し上げたとおりでございます。もうこれ以上つけ加えることも何もございません。また、執行部の皆さん方には、きのうまでの一般質問大変お疲れさまでした。丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。引き続きこの委員会でも丁寧でわかりやすい説明をしていただければというふうに思っております。委員長が申し上げたとおり、慎重審議していき

いと思いますので、ご協力をよろしく願います。

以上です。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

続きまして、林町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（林 伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

2月25日から定例会がスタートいたしまして、新年度予算、また総合計画の審議をいただく日がやってまいりました。この4日間皆様方には一般質問において貴重なご意見、ご提案たくさん賜りました。真摯に受けとめさせていただきまして、少しでも町政進展の上に生かしていきたいと思っております。

さて、話は変わりますけれども、ことしに入りましてから元三芳町議会議員の先輩方の訃報に接しております。1月16日に高山睦雄様、2月12日に田村半蔵様、そして2月17日に伊藤豊次様がそれぞれお亡くなりになりました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、在任中大変町政進展の上にご尽力をいただきました。心から感謝を申し上げますとともに、そうした先輩方の思いを受け継ぎ、我々も明るい豊かな町をつかっていかなくはないと気持ちを新たにしているところでもございます。

それでは、きょうから委員会審査ということでございますので、議会執行部双方ともに実りある審議となりますよう、我々も真摯な答弁に心がけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

以上です。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告及び委員会成立の確認

○事務局長（池上義典君） それでは、早速協議事項に入りたいと思います。協議事項につきましては、委員長より進行のほどよろしく願います。

○委員長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

ただいまの出席委員は14名であります。委員会条例第15条の規定による定足数に達しておりますので、平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会の会議を開きます。

協議事項に入る前に、昨日正誤表が配られておりますので、改めてご確認お願いしたいと思います。

---

#### ◎開催日の決定

○委員長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。

協議事項（1）、委員会の開催日の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の開催は、本日3月4日、6日、7日、8日、10日及び11日の6日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催日は決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○委員長（井田和宏君） 協議事項（２）、諸般の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第22号 平成28年度三芳町一般会計予算、議案第23号 平成28年度三芳町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成28年度三芳町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成28年度三芳町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成28年度三芳町下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成28年度三芳町水道事業会計予算、議案第6号 三芳町第5次総合計画基本構想及び基本計画について、以上7件ですので、あらかじめご了承願います。

また、本委員会の審査予定表及び平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会の審査についてをお手元に配付しておきましたので、ご確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

---

### ◎審査方法の決定

○委員長（井田和宏君） 協議事項（３）、審査方法の決定を議題といたします。

平成28年度予算審査について。一般会計予算の質疑は、初めに、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書を一括で行い、その後、歳入は款、歳出は項ごとに行います。ただし、歳出のうち総務費の総務管理費については、目ごとに行うことといたします。各特別会計の質疑は、歳入、歳出ごとに一括で行うことといたしますが、国民健康保険特別会計は、歳入の前に給与費明細書、下水道事業特別会計は、歳入の前に継続費、地方債、給与費明細書、各調書の質疑を一括で行います。企業会計予算につきましては、予算実施計画から予定キャッシュフロー計算書までを一括で行い、収益的収入及び支出及び資本的収入及び支出は収入、支出ごとに行うことといたします。全ての予算の質疑終了後に委員間の自由討議を行い、審査意見の調整後、議案ごとに討論、採決を行います。

三芳町第5次総合計画基本構想及び基本計画の質疑につきましては、序論及び基本構想は一括で行い、基本計画については、政策の項目ごとに行うこととし、質疑終了後に委員間の自由討議、討論、採決を行います。

審査の日程及び順序につきましては、審査予定表のとおりといたします。

以上のように審査したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 異議なしと認めます。

よって、審査方法はただいまの説明のとおりと決定いたしました。

審査を始める前に申し上げます。

発言は、挙手の上、委員長の指名があった後、氏名を述べてから行ってください。

また、委員の皆様は、質疑する場合には、本日お手元に配付してあります平成28年度予算及び三芳町第5次総合計画特別委員会の審査についての注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、副課長並びに担当職員となっております。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁と説明をお願いをしたいと思います。

---

### ◎議案第22号の審査

○委員長（井田和宏君） それでは、審査に入ります。

協議事項（４）、議案第22号 平成28年度三芳町一般会計予算を議題といたします。

既に本会議にて提案理由の説明及び概要説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。

初めに、予算書８ページから11ページ及び125ページから134ページ、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書に関する質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。おはようございます。

９ページの地方債になりますけれども、２項目にあります駅のバリアフリー設備整備事業として1,150万が計上されております。これは、ご説明では東武東上線みずほ台駅のエレベーターの設置ということでお伺いしております。詳しいことは歳出でお伺いしたいと思っておりますけれども、富士見市と三芳町、それから鉄道会社とのその負担割合というのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらに関しましては、地方債ということで計上しておりまして、できましたら、お願いいたします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

10ページの地方道路等整備事業３億4,840万の起債ということで、このうちスマートインターチェンジにかかわる起債というのは約２億円強というふうに捉えているのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 答弁願います。

財務課副課長。

○財務課副課長（高橋成夫君） おはようございます。高橋です。

このうちのスマートIC利便性向上促進事業の起債の金額なのですが、4,210万と見ております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

それは昨日の一般質問でもさせてもらって、4,210万なのですけれども、それ以外にあると思って、例えば1億6,380万、その金額がスマートインターチェンジにかかわるのかどうか。先ほども述べたように、２億円強というふうに捉えているのですが、その辺再度、もう一度お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

地方債として計上しておりますのは、共販センター前の交差点の物件調査委託と、あと町道上富243号線及び69号線の物件調査委託並びに69号線の設計業務委託と、ネクスコとの年度契約、設計であるとか施工監理等、それとあと工事費につきましては、工事費としまして、町道上富243号線の道路改良並びに三芳中学校前の交差点の道路改良工事、あとそれに伴っての用地費の購入費となっております。それで、合計が4,210万

ということですが。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 続きまして、11ページの緑化保全事業で、トラスト14号地を、私たちが緑地保全、これは予算要望でもいつも言っておりますので、とてもよいことなのですけれども、ただ、今私は保全対策でこうしていてもというふうには思っていたのですけれども、その辺今回こういった起債を導入するに至った経緯についてお尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら導入に至った経緯といたしますか、こちらトラスト保全、第14号地を土地を購入するというので、この事業につきましては、適債事業であるということで財源として地方債を見込んだものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 緑地に対しては、先ほども言いましたように、私たちがそういった保全するよという立場で、またはもっとふやしていくという立場では同じなのですけれども、今言ったように、その保全対策としてこうやっていくことというのは考えなかったのかどうか、購入だけのその緑地購入していくことが、それ以外でトラスト14号地を保全対策していくという方法は考えられたのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員に申し上げます。

もう一回わかりやすく質問していただいてもよろしいでしょうか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 今回購入するに至ったその経緯について、それではもう一度お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 経緯ということでございますが、今お答えになられたと思いますが。再度経緯ですか。

財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こういった地方債を計上した経緯でよろしいでしょうか。そうしますと、先ほどお答えしましたとおり、やはり財源としてこちらのほうは適債事業として認められておりますので、それで財務課としては財源を地方債として計上したものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

9ページなのですが、防犯灯設置事業って一番下に90万計上していますよね。今年度の予算では特に起債はなく、防犯灯設置はやっております。何で28年度に限って起債するのか、お願いします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。



○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

先ほど来ちょっと申し上げておりましたが、適債事業ということで予算計上したものではありませんが、財源の関係上で、ただ、かなりの少額でございますので、今後の財源等の状況を勘案しまして、実際借り入れるか借り入れないかについては、そのときの状況によって適切に判断して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 今三芳の財政を圧迫している一つの要因として公債費があるはずなので、昨年度は財調の年度末見込み4,200万という中でも起債していないのですよね。今年度見込みとしては6,700万、にもかかわらず90万計上しているというのは、余り望ましくないもので、90万程度と言ったら失礼かもしれないのですが、これをいわゆる財調の取り崩しでやったとしても、残高見込みは664万程度ですか、665万程度になるので、できるだけ起債は今後、状況によってですが、避けていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

先般の一般質問のほうでも答弁しましたとおり、地方債の抑制というのは、これはやっぱり必要であると感じておりますので、慎重にこちらのほうは検討して借りる借りないは判断したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 今の山口委員の関連になりますけれども、今の防犯灯のところ、ご答弁では財源の関係上というお答えがあったと思うのですけれども、財源の関係上というのはどういうことでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） お答えいたします。

財源の関係と申しますか、やはり財政調整基金の残高等を多目に、多く残しておくべきという考えと、今回につきましては、これについても適債事業ということでこちらのほうには予算計上したものであります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 財調を残すためというような今ご答弁でしたけれども、これたかだか100万円ですよ。100万円を財調に残すためにこういうふうに防犯灯設置事業ということで起債を起す予定を立てられたのですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今回やはりこちらのほうについても適債事業ということで借り入れのほう予定したわけでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、実際、影響が大きいかわ小さいかわと言われると確かに苦しいところは苦しいですけれども、何千万借りるわけではないので、当然そこから比較すれば影響は低いと思っておりますので、それは適切に判断してまいります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） いろいろな考え方等あると思うのですが、この起債の状況を見させていただくと、これ僕も過去の予算書見させていただきましたけれども、財務課長財務課にいらっしゃったのでわかりになると思いますけれども、これだけの件数の目的の起債をしたというのは多分初めてだと思うのですが、昨年は大分状況的によくなかったもので、目的は10ぐらいあったと思うのですが、今回それを大幅に超えて十幾つですか、の目的をつけて起債をしていますよね。今の90万を初めとして、やはりどうしても起債をしていかないと予算が組めないというような状況がここで我々は見えてとれるのですが、その辺に関しては財務課長はどのようにお考えになっていますか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

やはり当町の今の財政状況からいきますと、地方債は重要な財源と考えております。ただ、やはり後年度これが元利償還となって償還していくわけですので、こちらのほうにつきましては地方債のほうの限度額となっておりますので、今後の財政状況等を十分勘案しまして慎重に借入れのほうは行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） そうすると、確認しますが、さっきもご答弁にありましたけれども、これあくまでも起債をする予定を立てているところであって、年度内でほかの財源からの補填というか、いわゆる財源で処理というか、会計が可能であれば、わざわざここに書いてある起債を全てするわけではないと、あわせて財務課のほうでそういうことかなるべくいわゆる借入れを少なくしていく努力を28年度も一生懸命やっていたかということよろしいですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

考え方としては当然そういう考えで行ってまいりたいと思いますが、今後の財政状況等をしっかり見きわめていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 5ページで、町債が10億2,790万になっております。当然のことながら、今の質疑させていただきました地方債のところも10億2,790万になっております。134ページでありますけれども、地方債についての調書ということで載っております。この中の当該年度中増減見込額、当該年度中起債見込額がトータルが18億7,130万になっておりますけれども、若干のこの辺の違いがあると思うのですが、そこについてご説明をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらにつきましては、平成27年度3月補正におきまして繰越明許費で繰り越した地方債が加わったものがこちらの調書の合計額になります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） ということは、28年度予定どおり借金をすると18億7,000万借金するということがよろしいですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

当該年度の見込みにつきましては、こちらの調書の合計額の18億7,130万となる、今の時点ではその見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 償還が12億4,000万、約12億5,000万ですか、起債、借金が18億7,000万、そうすると約5億返済するよりも借金のほうが多くなるのだと思うのですけれども、それで間違いはないですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今の時点では委員さんお見込みのとおりでございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） そうしますと、25年度が106億、26年度139億、27年度145億、ここにありましており、現在高見込額では155億6,000万、トータルの三芳町の借金が。これは一般会計ですけれども、多分町民1人当たり40万から50万の間ぐらいの金額だと思うのですけれども、これはまた返すわけですよ。借金をするからには返す計画というか、そういう見込みがあつてするのですけれども、その辺は155億をどうやって減らしていく見込みでこの起債を起こすのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら町の施策の財源として借り入れを行ったわけでございますが、それで現在この見込み額となつておるわけですが、これは地方債ですので当然今後返済しなければなりませんので、しっかり長期財政計画に基づいて財源のほう確保できるよう行財政改革推進をしていけるようにやっていきたいと思つています。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 先ほど来お尋ねしているように、起債を起こして予算を組んでいるわけですよ。起債を起こさないと予算が組めない状況にはなっているのかなというふうに思つています。今回の一般質問でも何名かの議員からもありましたとおり、その状況はいい状況では決してないと思つています。そこを変えていくにはどうしたらいいかということをやはり一生懸命考えないと、職員の間でも、我々もそうですけれども、このままいくと、この起債して今年度、来年度はそれで予算組めますけれども、5年後、10年後このままやり続けるわけにいかないの、それをしっかりと考えて予算組みもしないといけないと思つています。そのためにはどうすればいいかということをやはりみんなでしっかりと考えないと、将来三芳町も大変なことになると思つていますので、ぜひぜひ、これは財務課長だけではなくて、皆さんでしっかりと考えていきたいと思つています。

思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

今の抜井委員の質問にもちょっと絡んでくるのですが、今回、今年度というか、28年度起債と返済で約6億2,000万ぐらい増加しますよね。多分3年据え置きというのが幾つか、何項目かあると思うのですが、これはそうするとその据え置いた後の公債額の増加分というのはどのぐらいと見積もってこの起債計画立てているのか、お伺いいたします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら償還計画によりますと、3年据え置きというのを当初見込んでおいて計画を立てておったところですが、やはり起債の内容によっては2年の据え置きというのもございます。それをちょっともう一度計算していきますと、ピークが当初31年度と見込んでおったところですが、それが30年度に来る見込みと今現在考えております。それで、大体ピークが30年度で16億円ぐらいになるのではないかと今のところ考えております。ご存じのとおりかなり厳しい状況となりますので、今回もシーリング等行ったわけですが、より一層行財政改革に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書に関する質疑を終了いたします。

続いて、歳入に関する質疑を行います。予算書17ページから20ページ、款1町税の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

17ページの法人町民税のところなのですが、昨年よりもこの見込み額が減って出されていると思うのですが、それはどういった業種が少なくなるというふうに見込んで立てられたか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） おはようございます。細谷です。お答えします。

法人町民税の前年比で8,200万ほどの減でございますが、基本的に法人町民税、税率が27年から変わりました、その分の影響が大きく出ています。税率が14から11.4に減になっていまして、その分の影響が一番大きくなっています。あと減額になっている理由としまして、27年度の法人町民税ですが、今年度思ったほど伸びていないと、製造業のほうみんな減少になっているような傾向がございます。その辺も含んで8,200万の減額という理由になっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

個人町民税でお尋ねします。資料のほうのところでは平成28年度と、それから平成27年度の決算見込みということで比較が出ております。その中では納税義務者数はふえるのですけれども、実際には金額のほうは前年度と比較して6,122万1,000円の減ということになっておりますけれども、こういったところの減の要因についてどのように捉えているか、お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

この減額の理由というのは、譲渡所得のところを見ていただきたいのですけれども、譲渡所得につきましては、集計してみないと数字って見込めないのです。その分がここで8,000万ほど減額になっていきますので、この分がそっくり決算見込みと予算との差になっているのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 私は、そのところではなくて、給与所得のところでは6,000万減になっていますので、給与所得者のその減についての要因はどのように捉えているかということでお尋ねいたしました。まず、去年消費税が8%に引き上げられて、そういった影響もすごく大きいのではないかと考えていますので、その辺どのように捉えているか、お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

給与所得につきましては、決算見込み額をもとに予算計上しているのですけれども、そこから新規にこれから働かれる方、あとそれから定年になられまして給与所得から年金をもらうような、雑所得になるような方、その辺の数字で見込みを出しまして減額のほうを見込んでおります。あとそのほかに給与所得に関して、全体の所得にも言えるのですけれども、ふるさと納税等の減額分なんかもこの中で計算させていただいております。

以上が理由でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 収納のところなのですけれども、実際に納税義務者数が1万8,354人ということで、そういう中でなかなか完納という、今の生活実態から本当に生活困窮者ということで、もうそこまで来ていますのでなかなか難しいと思いますけれども、そういった中で今までの過去の例から見て、分納という世帯、人数は、割合で結構ですので、大体どのくらいを想定しますか、28年度は。

○委員長（井田和宏君） 答弁よろしいですか。税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田です。

滞納者、徴収対策のことお尋ねかと思われます。年度当初におきまして滞納者数の人数はおおむね2,000人

程度と、このようなことで推計、例年の平均的な人数となります。その中でやはり生活困窮ですとか、完納となれない方のそうした納税相談をお受けする、その中でやはり滞納実態等々を踏まえてきめ細かに対応しておりますが、そうした中で自主的に分納とされる方、やはり一定の人数がいらっしゃいます。その割合としましては、今時点では的確なその割合、人数、どの程度の方が分納と、そのようなお取り扱いをさせていただくのか、そうした的確な予測というか、数字的なものはちょっと今はかりかねるところが正直なところ  
です。

恐れ入りますが、以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） こういった時代なのでそういったこともふえていくのかなと思いますので、前にも言いましたけれども、税納入者の気持ちのほうの立場に立っていただければと思います。

そして、銀行とか預金通帳や、そういったところから税のほうに行く、そういったことというのは、これも過去からの想定で結構ですけれども、そういった件数というのは大体どのくらいの件数に28年度はなるというふうに予想されるか、お尋ねします。

○委員長（井田和宏君） 税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田です。

預貯金に対するその差し押さえによる滞納処分についてお尋ねかと思われま。翌年度の予想ということはやはりできかねますが、本年度、今年度の本日現在の実績で申し上げます。預貯金に対しましての、遺憾ながら差し押さえと滞納処分を執行させていただいている件数につきましては、おおむね113件ほどございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） こういったところでもできれば本人の同意を得た中でということではいただければと思います。

最後に、家屋、住まいですよ、そういった差し押さえというところまで通知が行くわけですけれども、現状的にはそういった家屋まで差し押さえになってしまう件数というのは今年度もあるのかなのか、その辺についてお尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田です。

差し押さえによる滞納処分、これはやはりその方々の滞納実態、これら総合的に判断してやむなく執行させていただく、そうせざるを得ないものでございます。その対象となる財産につきましては、当然ながら不動産、土地建物など、そうした不動産も当然ながら対象となりますので、それら不動産に対する差し押さえ、滞納処分ということもやはりこれは否定できないものと思われま。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

そうすると、過去にも家を差し押さえられたりとかがあるというふうに捉えること、そして今後、28年度

も同じような傾向も考えられるということによろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

差し押さえする場合は、十分にこちらでも滞納者の実態を把握してやっていますので、やむを得ないそういう状況があった場合には、土地建物につきましてもやらざるを得ないということが現状でございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

17ページの法人町民税のことでお伺いしたいのですけれども、先ほど増田委員からもお話がありましたけれども、平成27年度の当初見込みでは1,433社で、決算で1,462社ということで、29社ふえて税額が落ちているということで、先ほど税率改正といったお話もあったと思うのですけれども、いただいた予算資料の2ページに詳しく書いてありまして、この中でちょっと気になったのが、1号法人はふえていても、9号法人がちょっと減っているのですね。ここがちょっと大きいのかなと思うのですけれども、その要因についてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

9号法人、均等割300万の税額に当たるのですけれども、この事業所のほうで、まず従業員割というのがございまして、この一定の人数欠けますと号数が下がります。1社がその従業員の人数が減ということで、9号法人が従業員100人を欠けますと7号になります。つまり300万から41万円の均等割ということになります。もう一社につきましては、会社自体が持ち株会社に移行しまして、資本金をどんと圧縮されまして、その関係で減になっている会社が2社ほどあります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） ということは、別にどこかに、町外に転出されたとかということはないということですね。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

資料のほうの説明書のほうの2ページから3ページなのですが、平成27年度においては特別徴収の滞繰が予算計上としてはゼロだったと。28年度が40万3,000円という計上になっていますよね。滞繰分です。27年度においての当初では滞繰がゼロということで、失礼、27年度の滞繰ですから、26年度が11万ですか、ごめんなさい、27年度は26年で見なければいけないですから、滞繰分としての、特徴の滞繰分としては11万、28年度は40万に上がっていると。何でこんなに上がるのか、お願いします。

○委員長（井田和宏君） 税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田です。

特別徴収につきましては、ご承知のとおり、県下一斉の特別徴収への切りかえのアクションプランによりまして、従前特別徴収の扱いをしていなかったところの事業所さんが一斉に特別徴収に切りかえていただいたと、そういった環境の変化もございます。全体として総じて調定額の伸び、また残念ながら滞納繰り越しとなるそうした調定の伸びも予測されております。そうした中でのその当該年度の収納額、徴収額の見込みとして計上させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 今のご説明だと、システムの変更というか、仕組みの変更により、実際に当年度の特別徴収分としては当該年度ですね、1,165万上がっていると、これがその切りかえで、それによって生ずるだろうというこの増加分を見て、それで滞納が発生するという、そういう考えでよろしいのですか。

○委員長（井田和宏君） 税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田です。

平年の徴収率、今現在が現年度分でございます、平成27年度の。平年並みの収納率、徴収率を見込んで、その上でやはり滞納繰越額を予測、見積もり計上しております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） とすると、その仕組みが変わったことではなくてということですか。その仕組みが変わったのはいつなのだから、ちょっと私も詳しくわからないのですが、それも含めて。

○委員長（井田和宏君） 税務課収税担当主幹。

○税務課収税担当主幹（吉田徳男君） 吉田でございます。

平成27年度本格実施となったものでございます。特別徴収への切りかえのアクションプランです。平成27年度、現在年度から本格実施とされたものでございます。委員さんおっしゃるとおり、先ほど来申し上げておりますとおり、それによるやはり増額分と、そのようなことでございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 説明書で行きます。先ほど法人税でご説明があった部分に関係すると思うのですが、5ページのこの中にある調定見込額と収入見込額というのがあると思うのですが、これが27年に比べると大分減っていますけれども、その要因と理由をお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

法人町民税につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、税率の変更、14%から11.4%へ減少したということで、27年は半分ぐらいの、26年10月以降から事業を開始する会社から対応になっていきますので、27年は約半分ぐらいの会社さん、要するに決算毎月やっていますので、後半の部分の事業所から影響が出てきたところでございますが、28年度は丸々11.4%ということになりますので、実際26年ぐらいまでですと、法人



税割6億以上入っていたのですけれども、そこからもう2割以上その税率の関係で減少してしまうと、その辺が一番大きな理由でございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 昨年も多分、たしか減っていくという話をして、ことしはもう丸々新しい税率になっていると。税率変更がなければ基本的に、これは当然予想つくものではないのですけれども、税率の変更がなければ、仮に会社のその経営状態が変わらなければ、来年はたしか前年度も8,000万ぐらいでしたかね、たしか、今回も8,000万ぐらい。だから、来年度はことしの数字に比べるとそれほど税率の変更とかなければ、世の中の、町内の会社さんの変動が余りなければ変わらないというふうに思っていますか。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

法人町民税、年度ごとに増減が毎年、増、減、増、減という形で繰り返していきまして、27年はちょうど減に当たる年にありました。28は増になるような傾向ですので、若干は、税率の減少はございますけれども、法人町民税としては少しはいい数字にはなるのかとは思っているのですけれども、現状27年が極端に落ちていきますので、その辺がどういう形で28年税額として出てくるかというのは何とも言えない、微妙なところでございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 済みません、教えてもらいたいのですけれども、税率自体が下がったり上がったりというふうに毎年変わるということおっしゃっているのですか。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

申告してくる税額、法人町民税の場合、予定申告と決算のとき確定申告という、そういう仕方で、予定申告で前年の半分納めてくる、そういうシステムになっていますので、1年ごとに増減の繰り返しという、それはシステムのせいですが、そういう形で動いていますので、その辺のことが影響は出てくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） わかりました。

続いて、7ページなのですけれども、これは固定資産税、ここの中の課税標準額が大きく変わっていると思います、昨年と比べると。439億、昨年は多分482億だったと思うのですけれども、この理由をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員、もう一回言ってもらっていいですか。抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 説明書の7ページの upper 段に固定資産税の概要の中に課税標準額があると思います。下から5段目に、課税標準額。ありましたよね。これは大きく金額が違うと思うのですけれども、昨年と。お願いします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

償却資産の課税標準額のことをおっしゃっているのだと思いますけれども、償却資産につきましては、減少傾向に現在あります。というのは、償却資産の場合、新しいものがふえなければ減価償却しますので、毎年17%ぐらい落ちてしまうものなのですけれども、この予算計上するに当たりまして、税額の大きい事業所のほうに照会とりましたところ、償却資産、お尋ねの中では余り増になるものがないというちょっと回答いただきまして、その分計上しましてこの課税標準額の積算を行いました。その関係で大分前年よりは減になっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） では、この償却資産の課税標準額も新しいもの、新しい建物、いわゆる固定資産税のかかるものがふえないと、同じように来年もまた再来年も減り続けていくというふうに理解していいですか。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

償却資産につきましては、毎年耐用年数に応じまして減価していきますので、新しい機械、設備、例えば工場等の家屋、建物等が建つような状況ですと、それに付随しまして償却資産もふえていくものなのですけれども、ここ数年、去年あたりからそういった大きな建物の建設もございませんので、現状ですと減額になっていってしまうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） わかりました。

では、同じく説明書の9ページ、軽自動車税ですけれども、この中で四輪の newly 332台、四輪の旧が4,787台というふうに計上されていますけれども、これ昨年のと比べると、旧のほうが余り台数が多分大幅に変わってはいないのですけれども、新、これ税率が変わっている関係でこういう表記になっていると思うのですけれども、要するに330台ぐらいふえて、減る分はそれほど多く見込んでいないみたいですが、今自動車も減少傾向かと思えますけれども、その数字の見方で合っていますか。

○委員長（井田和宏君） 済みません、答弁の前にもう一回、抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 結局、台数に計算すると143台ぐらい多分ふえるというふうに見込んでいるようですねけれども、新しいのがふえる分、古いのが減っていくかと思うのです。乗り手は減っていますから、それは三芳町も同じだと思うのですけれども、なのに率にして何%ぐらいあるのですか、500台のうちの100台ということは5%ぐらい、台数ふえると見込んでいるようですねけれども、この見方でこの数字は合っていますか。多分143台、5台町内の登録台数がふえるというふうになると思いますが。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

新税率、1万800円につきましては、27年中に登録あったもの、これが新規で332台の増ということでござ

います。旧のほうにつきましては、増減、これはほとんど登録から落ちないということで、そのまま4,787台ということで計上しています。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） ですから、両方足すと五千百何台かですよ、見ているのが。違いますか。合っていますよね。昨年は予算での見立ての中では4,976台、5,000台以下で見込んでいるのですよね。軽四輪乗用車に関しては100台以上ふえるというふうに見込んでいるわけでしょう、ここで。だけれども、車は減少傾向にあるかと思っているのですけれども、この数字の見方で合っていますかという確認なのですから。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

軽自動車につきましては、乗用ですけれども、若干増になっていますので、軽自動車のほう、ここ数年はずっと伸びていたのですけれども、27年度ぐらいから減少傾向になっていますけれども、それでも増にはなるというふうに計上しております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 5%ぐらいふえるという、その見込みを立てられた理由をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

現在の登録台数をもとにして数字はつくっていますので、登録、廃車の毎月移動が来まして、それをもとにこの数字積算していますので。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） わかりました。では、決算のときにそれだけふえていると、いいと思うのです。

それと、同じく11ページ、12ページから13ページにかけてたばこ税なのですけれども、これも本数が大分ふえていると思うのですけれども、ここまで多分5,538万本が昨年度、昨年度というか27年度、28年度の予算ですと6,171万6,000本かな、かなりの本数の増で見込んでいるようだけれども、こちらの見込んだ理由、その裏づけ等をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

たばこ税でございませけれども、27年度の決算見込みの数字の根拠として予算計上しております。27年につきましては、当初の予算のときに、その予算を策定するちょうど11月、12月が1割以上減少していましたので、27年度につきましてはちょっと落ちるのではないかというような予算の見込みを立てて計上したのですけれども、今年度につきましても3億3,000万ほどの最終的な見込みが出ていますので、その数字を用いまして28年度の予算につきましても計上しました。一応たばこことということで、健康問題とかいろいろありまして、減少傾向にあるのかなというのはずっと予算計上する際には見ていたのですけれども、どうも当町につきましてもそれほど影響していないと、そういうような形で今年度は予算計上しました。

○委員長（井田和宏君） ほかにございませでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井田和宏君） 以上で款1町税の質疑を終了いたします。  
質疑の途中ですが、休憩いたします。

（午前10時37分）

- 
- 委員長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前10時45分）

- 
- 委員長（井田和宏君） 続いて、20ページ、21ページ、款2地方譲与税の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井田和宏君） 以上で款2地方譲与税の質疑を終了いたします。  
続いて、21ページ、款3利子割交付金の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井田和宏君） 以上で款3利子割交付金の質疑を終了いたします。  
続いて、款4配当割交付金の質疑を行います。  
吉村委員。

- 委員（吉村美津子君） 吉村です。

ここと、それから次の株式等譲渡所得割交付金、この2点については、本当に前年度に比べて大幅な増になっております。配当割交付金、こういった増の要因をなぜこういった項目はふえていると思うか、その辺についてお尋ねいたします。

- 委員長（井田和宏君） 財務課長。

- 財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

配当割交付金につきましては、交付金でございますので、こちらのほうは地方財政計画、国から示されております地方財政計画のほうは193.7%という大幅な伸びを地方財政計画のほうで見込んでおりますので、当町もそれに倣って交付金のほうを予算額を決定したものであります。

以上でございます。

- 委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 私はそのことではなくて、なぜそういった大幅になるか、その要因というのは、何度も言っていますけれども、これだけ私たちの生活は厳しい中であっても大企業は空前の利益を上げているわけですね。そういった配当金も、それから株式譲渡の所得割交付金についても、一部ではとても主に大企業のそういったことの大資産家とか、そういった一部の方々のこういった配当金がふえている、そういった株ももうけている、そういった影響からではないかと思っていますけれども、その辺についてどのようにお考えになりますか。

- 委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

やはりこの配当割交付金が増となるのは、当然株式等に取りがらってからこそ交付金がふえているというのは現状であると思いますが、財政当局としましては、こちらが増になることはとても喜ばしいことでもあります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款4配当割交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款5株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

今ここがふえるということがいいことだということで、財務担当のほうとしてはそうなのですが、実際には町民の町民税がふえたり、やっぱりそういった法人のところがふえていたり、そういった景気をよくしていくこと、そっちがふえることが本来だと思うのですよね。こういった一部の方々のところだけでふえていくというのは正しいやり方ではないと思います。やっぱり暮らしの中できちっと、ちゃんと税が納められるような、そういうものにすべきだと思います。この辺の2,120万の増の要因についてもお尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら先ほどの答弁と同様となってしまいますが、地方財政計画のほうで増となっていることで見込んでありますが、こちらにつきましてもやはり譲渡所得でございますので、当然利益を得ている方からこれは所得税を徴収しておりますので、こちらとしてはこれもふえることは喜ばしいことであると思います。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款5株式等譲渡所得割交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款6地方消費税交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款6地方消費税交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款7自動車取得税交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款7自動車取得税交付金の質疑を終了いたします。

続いて、22ページ、款8地方特例交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款8 地方特例交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款9 地方交付税の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款9 地方交付税の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分)

---

○委員長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時51分)

---

○委員長（井田和宏君） 続いて、款10交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

これにつきましては、本年度も、それから前年度もちょうどきっかり700万円という額が交付されているわけですが、この交通安全対策特別交付金というのはどのような趣旨の予算なのでしょう。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（柏原 実君） 柏原です。お答えします。

交通安全対策特別交付金制度の概要につきましては、交通安全対策特別交付金は昭和43年に道路交通法の改正により創設され、交通反則通告制度に基づき納付される反則金を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであって、交通事故の発生を防止することを目的とするものであります。交付金の総額につきましては、交通反則金等収入から通告書送付費支出金相当額等を控除した額となっております。根拠といたしまして、県及び市町村の区域における交通事故の発生件数人口集中度を考慮したもので、前年度と同額を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） その交付の根拠ということで、例えば市町村の規模とかそういうのが関係するのかなと思いましたが、今のご答弁の中にありましたけれども、当該地区における、三芳町における交通事故件数に応じてということと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（柏原 実君） 柏原です。お答えします。

反則金、違反をした金額の総額に対しての分配でございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 違反をした総額という、埼玉県警、埼玉県内ということでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（柏原 実君） 柏原です。お答えします。

そのとおりでございます。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） それで、実際このお金がどういうふうに使われるかということで、歳出のほうを見た限りで、私の見落としかもしれませんが、特にこのお金がどこに充てられたというのは見えなかったのですけれども、交通安全全体に対して、例えば信号を設置するとか、ガードレールを設置するとか、いろんな目的でそれに充たさせられるということでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（柏原 実君） 柏原です。お答えします。

そのとおりでございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款10交通安全対策特別交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款11分担金及び負担金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 負担金ですが、1,474万1,000円の減あると思いますが、大きくはごみ共同処理事業の負担金が1,041万7,000円っているかと思えます。その要因をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 早川です。

ごみ共同処理に係る事業の負担金の減ということでご説明を申し上げます。まず、新環境クリーンセンターが本年10月末に始まります。それまでの不燃、粗大に関する町の清掃工場での処理に係るふじみ野市からの負担金です。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款11分担金及び負担金の質疑を終了いたします。

続いて、23ページ、24ページ、款12使用料及び手数料の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

まず1点確認させていただきたいのですが、みどり学園の保護者分ということで、前年度77万2,000円から次年度44万1,000円に減っております。1つ確認は、給付費分ですよね。これは人数に比例してという数

字にはどうもなっていないみたいなのですが、このままの人数というか、保護者分に比例させると給付費分は900万程度になってしまうのですが、ここ1,000万超えています、この要因をお願いします。

○委員長（井田和宏君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 杉山です。お答えいたします。

給付費分に関しましては、福祉のほうの障害者自立支援法のほうの給付になりますので、それぞれの一人一人の子供の程度によりまして金額が発生してまいります。介護保険のように給付の度合いがその子によって金額が変わります。今回は15人いた中の卒園、5歳で今度学校に上がる年齢の方が減りましたので、その方の中にかなり重度の方も入ってございました。なので、一人一人の給付の金額が違いますので、一概に1人で割ったということではございません。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

23ページの項1 使用料の目1 総務使用料の庁舎等使用料の中に、昨年もちよっと議論があったのですが、シルバー人材の使用料についてはどうなのだというので、今のところ減免だけれども、今後検討するというところだったので、今回4月から2市1町で合併するというので、この辺についてはどのような形になっているのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

4月より合併するというのは聞いておるところでございますが、支所という形で現在のところで今後も業務を行うということも聞いております。こちらにつきましては、行政財産の使用料に関する条例第4条第1号ということで適用して免除となっております、今後もそういう形で免除という形で考えております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） よろしいですか。ほかに。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

ここの項に入ってくるのかどうかはちょっと定かではないのですが、もしかすると財産収入のほうになるのかもしれないのですが、水道課が移って下水道のほうの建物を借用していますよね。これ今年度のときも議論になったのですが、どちらにしても賃借料的なものは入っていないと思うのですが、ここに本来だったら総務使用料に入ってくるのかどうか、ちょっと定かではないのですが、その辺どこに入ってくるのでしょうか。水道課が向こうに借りていますよね。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

浄水場につきましては水道企業の所有となりますので、一般会計には入ってきません。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。



○委員（山口正史君） 済みません、間違えました。下水のほうです。下水道のほうが庁舎から向こうに移って、水道のほうに事務所借りていますよね。前は水道課が庁舎にいたので、そこで賃借料か何か払っていたと思うのですが、今度は下水のほうに向こうに移って、向こうを借りていると思うのですが、その賃借料というか、それは総務の使用料に入ってくるのか、どこに入ってくるのか、ちょっと定かではないのですが。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

もし払うとなると、歳出のほうになってくると思うのですが、こちらのほうは払ってはおりません。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

23ページの教育使用料の中の公民館使用料でございます。いつも毎回お伺いしているのですがけれども、通信カラオケ使用料が今回10万2,000円ということで、若干ふえておりますけれども、これは藤久保公民館と竹間沢公民館の通信カラオケ使用料で、中央公民館は、昨年お伺いしたときここには置かないということだったので、この増分をお伺いいたします。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

こちらのカラオケ使用料につきましては、藤久保公民館と竹間沢公民館の使用料を算定させていただいております。中央公民館に関しましては、この通信カラオケはございませんで、計上しておりません。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

今中央公民館は、ではどのようにやっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

今のところ中央公民館におきましては通信カラオケの設置は考えておりません。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

23ページの先ほどの総務使用料のところなののですがけれども、ここの中に電柱等使用料ということで20万2,000円計上されているのですがけれども、27年度はなかったもので、ちょっと説明をしていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら電柱等使用料ということで、電柱と、あと電話柱、あと郵便ポストと、あと公衆電話になるのですが、こちらにつきましては、26年度より業者のほうと協議を行ってまいりまして、27年度より途中からこちら

らは行政財産の使用料をいただけることになりまして、今回予算のほうに組んだわけですが、こちらにつきましては、電柱につきましては1本1,500円、年間1,500円の102本、並びに電話柱につきましては、1,500円の17本、あと公衆電話につきましては、運動公園であるとか、学校と、あと公民館、資料館、集会所等にあります公衆電話6基、これも1,500円、これとあと郵便ポストが4台、この本庁舎と竹間沢公民館、あと図書館、あと藤久保第3区集会所、この4台で1万4,988円、これを使用料として新たに徴収することになったものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

説明書の中にもそういった記載がありまして、26年度から交渉を重ねて、27年度の途中から収入になったということなのですが、この単価の1,500円の根拠はどのような形なのでしょう。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） お答えいたします。

こちらは電気通信事業法施行令がございまして、そちらのほうの条文を適用して年間1,500円、1本当たり1,500円と決めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

説明資料の中の、ページが25ページになります。公民館使用料の件なのですが、中央公民館、藤久保公民館、竹間沢公民館とありまして、前年度の資料を見せていただいたときに、中央公民館の使用料1万1,000円が1万8,000円、それから藤久保公民館のほうは1万1,000円から1万5,000円とふえている要因を教えてくださいたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えさせていただきます。

中央公民館につきましては、藤久保公民館、竹間沢公民館も同じでございますが、前年の実績に基づいて算出させていただいております。特に中央公民館につきましては、昨年5月、途中から供用開始しておりますので、その分今年度ふえたという要因がございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

説明書の23ページ、使用料及び手数料の使用料、庁舎等使用料の自動販売機設置使用料集会所分で、藤久保第6区集会所、みよし台1区集会所それぞれ載っておりますけれども、これ昨年のほうでは計上されていなかったと思うのですが、今年度から載った理由というのを教えてください。

○委員長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 伊東です。お答えいたします。

これは、実は今年度、平成27年の当初から行政区といわゆるデジタルサイネージ、防災自動販売機の設置について協議をしてきたところでございます。行政区のほうでもその利用価値、効果としまして、地域防災の高まりとともにコミュニティーの会議での利便性などを考慮いたしまして、実は10月からモデル的に2カ所で試行をしてきたところでございます。特にその間問題がなかったということで、継続して2カ所についてこのまま設置をしていくということで計上されているものでございます。金額的には少ないのですけれども、金額というより、歳入というよりも、地域防災上あるいはコミュニティーの活動上で有用かなということで、協議の中でこの2カ所について行政区のほうからもやってみたいということで提案があって、このような形になったところでございます。なお、電気料につきましては、ここには入っておりません。電気料につきましては、自動販売機子メーターを設置いたしまして、電気料は基本的に行政区が支払っておりますので、電気料収入も行政区のほうに入っているという形でございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 説明書の25ページ、先ほど細田委員からも質問ありましたけれども、公民館の使用料についてお尋ねをします。ご存じのとおり、中央公民館、昨年ですか、多分5億円ぐらいあったと思うのですけれども、費用をかけて新築されました。ここに3公民館ございますけれども、館長初めとして職員の方が何名か配置をされていると思います。その中で、ここに上がっている使用料、またはカラオケ使用料等で幾らかの金額が計上、収入としてされていますけれども、館長初めとして職員の方が大勢この公民館に配置をされながら、当然公民館ですので、ほかの会館と違って利益を生むものではないのですけれども、この現状として、町がかけている費用に対してこれだけの改修をしているということに関して館長はどのような感想をお持ちですか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

この使用料の算出で数字出ておりますが、実際は公民館、施設利用団体等、サークル等さまざまな方たちが利用されております。実際はこの使用料出ておりますが、これの全体の中で9割強が減免という形になっておりますので、この残った少ない、少ないというか、この形の部分が使用料としていただいておりますので、公民館といたしましては、社会教育の施設使用に当たりましては皆さんに最大の利用をいただいているというふうに解釈しております。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 今ご回答いただいたように、利用者のうちの9割ぐらいの方が電気代を含め、皆さんにいろいろ鍵を渡していただいたり、人件費もかかるわけですけれども、その中で無料でご利用いただいていると。社会教育のためにはということでございますけれども、先ほど来話しているように、大変借金をしながらこういうことを運営しているのですけれども、それに関しては館長はどのようにお感じになりますか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

公民館、教育委員会といたしましては、公民館運営審議会から答申をいただきまして、減免の取り扱い等適正に取り扱うものというふうに出ております。それに基づきまして今後公民館といたしましては、職員のほうで検討部会のほうを立ち上げて検討してまいりました。また、それを今後減免をどう取り扱うかということで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 3公民館で正規職員の方は何名配置されていますか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

今中央公民館につきましては職員2名、藤久保公民館につきましては3名、竹間沢公民館につきましては3名でございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） そうすると、正規の職員の方が8名で運営をされていると。そのほかに臨時の方もいらっしゃると思います。言わんとしていることはよくわかると思うのですが、社会教育は決して大切ですし、続けていくべきだと思いますけれども、その辺のいわゆる何度もお話している収支のバランスを考えてこれから運営をしていかないといけないと思う。今館長からは検討をしていくということがありましたので、ぜひ来年度、再来年度の予算の中ではこの使用料がふえていくことをお願いします。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

教育使用料の中の自動販売機設置使用料23万7,000円というところなのですが、自動販売機の設置については、一部は財産収入というかな、入札を行ってやっているものと、それとこうやって使用料で電気代と設置代をいただいているものがありますけれども、それをどういうふうに立て分けているのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 内藤委員、もう一度よろしくお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

例えば、竹間沢公民館は紙コップ等の自販機についても使用料で行われております。藤久保公民館については入札で設置をされているので、金額が全く違うのです。だから、どういう観点で、こちらは使用料、こちらは財産収入というふうに分けておられるのか、その分け方を教えていただきたいということでお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

財産収入ということで25年の年度途中から契約のほうなっております。当時藤久保公民館と竹間沢公民館につきましては、同様の形で入札を、契約のほう進めてございますが、竹間沢公民館に関しては不調に終わりました、このような形になっております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 不調に終わったところそのまま町民のために自販機も置くということで使用料という考え方だと思うのですけれども、あと中央公民館のほうも、これは入札を行うのかどうか、今後なのですけれども、まだ入札は行ってないと思うのですが、お願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

中央公民館につきましては、今防災用の自販機でございまして、その1台限りということで今考えております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

今後は中央公民館のほうは自動販売機を1台だけということで足りているということで、ふやさないという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 今のところはまだそういう状態でございます。

○委員長（井田和宏君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 最後にします。内藤です。

自動販売機を設置することで大きな収入が三芳町の中に財産収入として入ってくる場合というか、入ってきているところもあります。ぜひ自動販売機の設定については、契約という形で進めていただくのがいいのかなというふうにも思います。

それと、どうしても相手がありますので、不調に終わるというのもよくわかります。不調に終わったところは、住民サービスということで使用料で置くことも、それはもう置いていただいたほうがよいと思いますので、そのように進めていただければと思いますが、まずは契約を模索して、そしてだめだったところは使用料で置くという、そういう考えで進んでいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 答弁お願いいたします。

藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

検討してまいりたいと思っております。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

同じページで教育使用料の舞台照明使用料、これが4万3,000円計上されています。この収入というのは、どういうときに収入が発生するのか。2時間掛ける12回というふうに全部なっていますが、まずそこをお伺いしたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

舞台照明ということで、舞台の照明、使用の方法に、イベント等、イベント、講演会等で舞台の照明を全灯照明、一部照明というふうに分けさせていただいておりますので、そのかかる照明代を年間このぐらい使っていただけということ算定いたしまして計上させていただきました。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） そうしますと、舞台を使うときということで、これは減免というのはあるのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

これにつきましては減免措置はありません。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 続いて、この時間単価なのですが、中央公民館、竹間沢公民館は時間単価800円、藤久保が200円になっております。実際にかかる原価、光熱費、電気代ですね、電気代と、それから機器の、一般企業でいくと償却費に当たると思うのですが、その原価ってどのぐらい見ているのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 藤久保公民館長兼中央公民館長。

○教育委員会生涯学習課藤久保公民館長兼中央公民館長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

中央公民館と竹間沢公民館につきましては、藤久保公民館と比較しまして照明器具が多いということで、昨年度1時間当たりの算定ということで時間単位当たりを算出させていただきました。細かい具体的な数値につきましては、申しわけありません、ちょっと今手元に資料がありませんので。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 公民館という性質上、原価そのままをかけるというつもりはないのですが、本当にこの800円、時間単価、藤久保は200円ですが、これが妥当なのかどうかってやはり検証してこの金額って決めるべきだと思うのですよね。先ほどの公民館の使用料のときも減免が90%以上ということで、今の町の財政体質で減免ができる体質だと本当に考えられているのでしょうかというのがすごく疑問なのです。その辺財政当局にちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

私自身社会教育法自体を理解しているわけでないので、何ともこの部分について言えないところでありますが、全体的に申し上げますと、やはり自主財源の確保はこれは必要であると考えます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 志木市も過去において非常に財政がきつくなって、財政非常事態宣言等を発して、その減免等、いわゆる公共施設の利用料金全部見直したことがあるのですよね。当町においても、先ほど公債費のピークが30年になるというお話で、ただそれも毎年10億ずつ町債を発行していくともうちょっとずれるのではないかという気もするのですが、16億ぐらいになるということで、本当にこの辺全部一回見直すべきだと思っておるのですよね。そういう意見は前から出ていまして、ただ本当に減免すべきところというのは当然残ってくると思うのですが、適切にというお言葉なのですが、今の線引きで適切なかただけであって、線引きそのものを見直すべきときにもう来ている、入っていると私は思っているのですが、その辺の見解というのは財政当局のほうでどうお考えなのでしょう。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら公運審のほうで協議されたということを知っておりまして、そのほかにこういう備品使用料等を新たに減免ではなく使用料として取っていく状況であります。今後につきましては、当局と十分話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

総務課長。

○総務課長（駒村 昇君） 駒村です。

先ほど抜井委員の質問の関係で、公民館長とのやりとりの中で、職員の人員が8名ということで今27年度は行っております。28年度につきましては、定員計画上もありまして、管理上もございまして、減員を考えておりまして、各館2名体制を考えております。そういう形で進めていくと思っております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員、よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款12使用料及び手数料の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時27分)

---

○委員長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前11時28分)

---

○委員長（井田和宏君） 続いて、24ページから26ページ、款13国庫支出金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

民生費国庫負担金、社会福祉負担金で、国民健康保険基盤安定負担金ということで、前年度よりも約2倍以上の増となっております。この増の要因についてお尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

こちらの増の要因といたしましては、制度改正によりまして補助率のほうがあっアップしております。具体的に言いますと、計算が平均の保険税額掛ける軽減の被保険者数掛ける7割軽減と5割軽減と2割軽減の率になります。7割軽減につきましては、今までは12%だったのですけれども、それが15%になっております。5割軽減につきましては、6%が14%、2割軽減につきましては、これ補助がありませんでしたが、それが13%になっております。以上の要因でございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

国のほうでこれを広域化に向けての対策で、国がそうやって負担をしていくということでは、そういった中でこういった広域化に向けて金額をふやしていくということでは、県も同様にふえております。こういったふえていく中で、やはり国保会計のほうにそういった部分については繰り入れていく、さもなければ一般会計から繰り入れを入れるのをそこからもっと国のほうの補助があった分をふやす、そういった対応を考えるべきだと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（井田和宏君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

委員さんおっしゃられたのは、法定外繰り入れの分がふえているということになると思っております。実際問題になっているのは、一般会計から繰り入れを法定外繰り入れを引きまして、その他の繰り入れが問題になるかと思っておりますけれども、その他の繰り入れにつきましては、法定繰り入れがふえているということでございますので、減っていくかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） これで終わりにしますが、今言ったように、国負担、県負担を制度改正で引き上げて、そしてこのように歳入がふえているわけですから、その分に対しての国保への対応というのは、やっぱりそういった形で国民健康保険を払っている方々のそちらのほうに行くような、そういった対応に国、県がふやしている部分については行っていくべきだというふうに、再度その辺についてもう一度お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 内容もう一回よろしいですか。

○委員（吉村美津子君） ですから、こういった国負担分、それから県負担分で制度改正で国のほうで広域化に向けて引き上げるという対策をするということは何年か前から言われていました。その部分について、ふえた部分については国保のほう、特別会計のほうにきちっと行って、そういったふえた分の対応をしてい



くべきではないかという質問です。

○委員長（井田和宏君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

その前に答弁したのと同じになってしまうのですが、法定外の繰り入れがふえているということでございます。委員さんおっしゃるのは、保険税のほうの引き上げ等を行った影響もあるかと思えますけれども、国保財政非常に厳しい状況がございまして、その辺で、法定の繰り入れがふえていまして、法定外は減っているのですけれども、一般会計からのほうの繰り入れもなかなか入れていただけない状況もございまして、国保税のほうの引き上げ、今直接これ関係あるかどうかわからないのですけれども、国保税のほうは値上げさせていただいているような状況でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

今言いましたように、国のほうが負担をふやして一般会計のほうにこのように歳入として入ってきていますので、その分については一般会計から国保に入れる繰入金金を減らすのではなくて、そういった増にしていってほしいということを質問しておきます。

次に、25ページの土木費国庫補助金につきまして、社会資本整備総合交付金ということで、資料の37ページに載っておりますけれども、スマートIC利便性向上促進事業のアクセス道路測量調査等委託料ということで7,712万7,000円が計上されております。このアクセス道路というのは幹線3号線と14号線の2本というふうに捉えてよいのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課副課長。

○道路交通課副課長（田中美徳君） 田中です。お答えいたします。

このアクセス道路の道路測量委託の関係ですが、4つの交差点全てのものが入っています。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） そうすると、4つの交差点だけなのか、それとも先ほど言いましたように、幹線13号線、それから14号線、その辺に関係するところも入ってくるのか、さもなければ交差点だけなのか、お尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課副課長。

○道路交通課副課長（田中美徳君） 田中です。お答えいたします。

その歩道の14号の部分のものも入っています。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 3号線のほうはどうなのでしょう。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員、それ歳出でやりますか。歳出に関係してくると思うのですけれども、今の質問は。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 37ページにそのように記されているので、それについて尋ねているわけですから、

歳入でお願いします。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課副課長。

○道路交通課副課長（田中美徳君） 田中です。お答えします。

今3号線という、中学校のところということですか。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員、もう一回質問してもらってよろしいですか。

○委員（吉村美津子君） 先ほど言いましたように、アクセス道路の測量調査等委託料ということで計上されておりますけれども、これについての先ほど交差点ということでお答えがあったので、私は交差点以外もあるのかと思って幹線14号線はどうなのですかとお聞きしたのですけれども、それも含まれるということで、交差点以外の幹線3号線も含まれるのかどうか、お尋ねしています。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課副課長。

○道路交通課副課長（田中美徳君） お答えいたします。

3号線については、中学校のアクセス道路だとか、そういうところは入っていますけれども、吉村委員が言っている3号線というのは、道路修繕費のところのあれを言っているのですか。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 測量の調査ということになっているので、その場所が13号線沿いのそういった場所も含まれるのかということでお尋ねしました。

○委員長（井田和宏君） 道路交通課副課長。

○道路交通課副課長（田中美徳君） お答えいたします。田中です。

3号線については入っていません。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

25ページの4の土木費国庫補助金の中の節2のほうの都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金なのですが、ここに入っているものについて、資料のほうには、37ページの資料のほう見ますと、都市計画道路の整備、そして公共交通整備事業という形になっております。この公共交通整備事業というのがデマンド交通のことでよろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（大野佐知夫君） 大野でございます。

それはお見込みのとおりデマンド交通でございまして、都市計画の土地区画整理の効果促進という形でいただいております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

今お伺いしたのはデマンド交通の事業のために社会整備交付金で補助金をいただいているのかという、そ

の質問をさせていただいたのですけれども、お願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（大野佐知夫君） 大野です。

そのとおりでございます。

○委員長（井田和宏君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） ここに計算式が書いてあります。1,900万掛ける50%掛ける50%のこの意味と、それで475万になっているのですけれども、これがあと何年間続くのかというのを教えていただけますでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（大野佐知夫君） 大野です。

この1,900万につきましては、当初補助金をとりに行くに当たっての当初の積算でデマンド交通はこれだけかかるという予定の中でとらせていただきました。その社会資本総合整備交付金がおよそ50%いただけるというのは基本なのでございますけれども、国の予算上の都合でちょっと全体は出ないというお話を当初いただいておりますので、この積算にさせていただいているということでございます。

あと、これにつきましては、今までお話ししたとおり5年間ですので、26から30年度までということをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

まず、25ページの3の衛生費国庫補助金についてお尋ねします。昨年度に比べて大幅に減額となって、今年度228万8,000円となっておりますが、減の理由を伺います。

○委員長（井田和宏君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（荻野広明君） 荻野です。お答えいたします。

27年度のこちらに当初401万6,000円ということで計上したのですが、後からの要綱改正によることによって本年度この金額の減額となっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） その要綱改正というのは具体的にどのような内容なのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（荻野広明君） 荻野です。お答えいたします。

こちらにつきましては、中身が対象の経費となるものが大きな要因といたしましては、健診費の全体が対象経費になっていたのですが、そのうちの自己負担金のみが対象経費となったために大幅な減額となっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

続けて次なのですが、5番の教育費国庫補助金、節の1の教育費総務費補助金と、それからその下、2の小学校費補助金なのですが、昨年度と比較いたしまして保育緊急確保事業費補助金、それから小学校のほうで、39ページになりますね、小学校、被災幼児就園支援事業補助金と、それから小学校は被災児童生徒就学等支援事業補助金なのですが、これは廃止という形になっているのですけれども、これは単純に卒園、卒業されて対象園児、児童が存在しなくなったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 参事兼学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 佐藤です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり卒園と、それから27年度中に転居され、小学生に関しましては転居されたということで本年度該当しておりません。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） では、制度自体がなくなったということではなくて、対象児童がいなくなったということで理解させていただきます。

同様に3番の中学校費補助金なのですが、被災児童生徒就学等支援事業費補助金なのですが、昨年度に比べて大幅に減っているのですけれども、対象生徒の数が少なくなったということでしょうか。人数も教えていただければ助かるのですが。

○委員長（井田和宏君） 参事兼学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 佐藤です。お答えいたします。

28年度は中学生1名が該当しております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 続けて次行かせていただきます。

その下の4番の社会教育費補助金なのですが、埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ということで、これ昨年度に比べて、昨年度の150万から185万と少しふえておりますが、実際の件数はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。お答えいたします。

件数的には、年度ごとに何件というのは決まっておりません。ただ、来年度に関しましては、事業そのものの自体件数がふえるという予測が立てられております。それは、スマートインターの関係周辺に遺跡が存在するという可能性がありますので、その確認のための調査費が上乘せになるであろうということで増額を要求しております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 確認ということですが、それはあくまで調査というか、そういう形であって、実際の発掘作業まではそこには入らないということでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。お答えいたします。

こちらの埋蔵文化財の国庫補助金の関係なのですが、こちらの対象が個人住宅の発掘調査及び遺跡があるかないかのいわゆる試し掘り、試掘確認調査に使用できるということですので、実際に試掘、試し掘りによって遺跡が確認された場合には、インターの場合でしたら道路公団とかそういう受益者、主体者、開発者側から費用を出していただくという形になっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

25ページの2民生費国庫補助金の中の3児童福祉費補助金、その中に子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金7万6,000円とあります。これ資料のほう見ると、保育の質の向上のための研修事業とあります。これは、例えば希望する研修に参加できるのか、それとも何か決まったメニューが来ているのかについてお伺いいたします。

○委員長（井田和宏君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 杉山です。お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、保育士が保護者への対応や子供を取り巻く環境の中でできるだけ資質を向上するための研修を外部から講師を招いて実施する場合に支出される補助金となっております。5カ所の認可保育所のほうでこちらのほうが予定されています。内容につきましては、まだ未定でございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款13国庫支出金の質疑を終了いたします。

続いて、26ページから29ページ、款14県支出金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款14県支出金の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時48分)

---

○委員長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前11時49分)

---

○委員長（井田和宏君） 続いて、29ページ、款15財産収入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

安澤委員。

○委員（安澤 豊君） 安澤です。

説明書の57ページの土地貸付収入、こちらのほう藤久保185番の2の商工会のところなのですが、この平米単価50円というのが周りと比べれば全く安い単価での貸し付けになっていると思うのですが、こちらのほうのいきさつというか、妥当な単価なのかどうか、お聞きします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらの件につきましては、昨年度もご質問いただきまして、当局といたしましても改めて検討を行いました。まず、現在のその貸付料につきましては、三芳町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号、こちらは普通財産は他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができると規定されております。商工会につきましてはこの公共的団体に該当しますので、本条例を適用し貸付料を定めたものであると認識しております。商工会につきましては、建物の一部を区分所有しておりますが、固定資産税は地方税法の規定により非課税となっております。

また、商工会のほうに赴きまして改めて聞き取りを行いましたところ、理事会において貸付料については理事さんに今回の件説明しましたところ、現状の額でお願いしたいというのが大半の意見であったということをお聞きしております。

以上のことから貸付料につきましては現状のままでいくべきとなったところであります。取るものは基本的に市場価格に見合ったものを取る、取った賃料は補助金として積み上げてやるべきといったご意見もいただいたところであります。ご意見を踏まえた上でこちらのほうも検討しましたが、やはり条例で規定されている以上はそれを適用し、補助金は補助団体の収支内容を精査し、真に必要な額を補助すべきであるという結論に至りました。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 安澤委員。

○委員（安澤 豊君） ちょっと私は勉強不足なのですが、この単価50円というのは変更が可能なのでしょうか、それともそれは条例としてできないということなのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

変更は可能であると理解しております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 条例では何分の1にしろとか、そういう記載は一切ないはずなので、周りに比べて安くするということはわかるのですが、ちなみに普通に藤久保のところの周辺で考えた場合、単価は民間ではどのぐらいになるというふう調べていらっしゃるか、お伺いします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

民間については調べておらないところであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

単価に関して調べていないということなのですが、大体400平米だったらどのぐらいというのは、それも把握されていませんか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

民間についてはちょっと調べておらないところですが、これを使用料に換算しますと、大体300円程度という試算はしております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） それから、もう一点、先ほどのご回答で、先方の財務状況というか、財政状況を勘案してという話だったと思うのですが、商工会の今の状況というのは大赤字と、町と同じぐらい赤字だというふうに捉えていいのですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

赤字ではないと理解しております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） これだけきつい三芳が赤字で、町債発行しながら何とかやっているわけですが、そういう団体が赤字でないところに対してこれだけの優遇措置しているって異常だと思われませんか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらにつきましては、やはり貸付料につきましてはこの条例がある以上は適用する形にしまして、今回商工会につきましては、補助金のほうを減額のほうしております。協議の上したところでございますので、やはりそちらのほうで適正な補助金を算出すべきであると考えます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） それっておかしくありませんか。本来は取るべきものをきちっと算定して取り、補助すべきところはその補助金、向こうの状況によってですけれども、それによって勘案して補助を出すというのが本来の姿だと思うのですよね。財務課長からそういうお言葉を聞くというのは非常にびっくりしたのですが、つまり相殺の考えですね、今のお話は。本来出すものは出す、いただくものはいただくというふうにきちっと分けるのが会計原則だと私は思うのですが、ちょっと違うような感じ、町は違うのですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

説明の仕方が悪かったかもしれませんが、相殺ではなくて、これは別に考えるということでお答えしたも

のであります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） ですから、別に考えるからこそ必要なものは、かかっているものはいただくと。向こうの補助が当然出ているわけですが、補助に関しては適切な額を補助金を出すというのが別な形という形になると思うのですが、今のお話違いますよね。先ほどのご説明では、補助金を減らしたのだからこちらは手をつけないというご説明だったと思うのですが、非常に矛盾すると思う。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

ちょっとご説明が足りなくて申しわけございません。補助金につきましては財務状況等考慮した上で今回この額としたものでありまして、こちらのほうを安く貸し付けているのだからその分補助金を減らしますといった、そういう考えは毛頭ございません。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） これで最後にします。

ですから、私が言っているのは、今赤字、赤字というか、財政状況とてつもなく厳しいと思うのです。これからもっと厳しくなります。そういった行政の自治体が商工会等といろいろ町の関連もあるのはわかるのですが、その赤字でもないところに対してこれだけ優遇措置をするというのは私は全くおかしいと思うのですよね。ですから、これをどこまで上げるかというのはそれはいろいろあると思いますが、余りにも安過ぎると。やはり今後の課題にきちっとしていただきたい。そこまで我々追い詰めているという自覚を持っていただきたいのです。向こうの理事の方にお話しすれば、それは今のままにしてくれというのわかります。それは誰でもそう言います。でも、実態としていろんなところで削っていく必要がもうあるわけですよね。そうでないと成り立たないという状況があるのだったら、これもきちっと見直して、今後見直して、きちっとした考えのもとに算出し直していただきたいというふうに私は思っているのですが。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

やはり現在の財政状況はかなり厳しい状況であります。そちらを踏まえた上でやはりこちらのほうも見直しの検討の課題として今後も取り上げていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 質疑の途中ですが、休憩いたします。

(正 午)

---

○委員長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時10分)

---

○委員長（井田和宏君） 休憩前に引き続き質疑を行います。



その前に、答弁を求められていますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（駒村 昇君） 駒村です。

先ほど抜井委員のほうの質問に対しましてお答えを差し上げたわけですが、不十分でございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

先ほど公民館の職員数につきましては、8名から6名に減員をするということで申し述べさせていただきました。それは28年度からということでございます。また、第5次定員適正化計画の改定に伴いまして、担当課におきましても運営等十分検討していただきながら、それらを見据えた中で今後につきましてもさらなる減員を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（伊勢亀邦雄君） 伊勢亀です。

午前中公民館長の発言がございましたので、一部補足をさせていただきたいと思います。公民館運営審議会から減免の見直しの答申をいただきまして、昨年度公民館職員、それから私入りまして公民館の減免の見直しということで検討委員会を立ち上げまして、一応報告書ということで出させていただいております。その中で具体的には公民館運営審議会が3月23日、3月24日に社会教育委員、その会議で上程させていただきました。内容につきましては、かなり分厚い書類になっておりますので、これについては新年度も含めて検討を十分させていただきたいということで進めさせていただきたいと存じます。

以上、報告、発言をさせていただきました。ありがとうございました。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） ご丁寧な答弁でありがとうございます。まさしく公民館を利用する方、またそれ以外で町の福祉サービスを受けられる方いらっしゃいます。ぜひ平等に、皆さん同じように均等に利用させていただいて、いわゆる受益者負担のことがあると思いますけれども、そういったことを、それとぜひ審議会にも町の今の財政状況がどうであるかということをしかりとお伝えをいただいて、その上で検討していただきたいと、そういうことをしかりと伝えていただくことが大事なかなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 今の答弁に対する質疑ございますか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） ないようでしたら、引き続き29ページ、款15財産収入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

説明書の57ページのほう、まずちょっと確認も含めてなのですが、財産収入の節でいって土地貸付収入、電柱等設置土地賃借料ということで、先ほど東電さんと26年度から協議して、庁舎分のほうでももらえることになったと説明ありましたけれども、こちらも同じことでよろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、これ同じでございます。ただし、土地が普通財産、行政財産ではなく普通財産のところに立っている電柱となりますので、こちらのほうの賃貸料のほうに計上したものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） ありがとうございます。

続いて、その下、建物貸付収入のほうで、庁舎自動販売機、こちら缶9台で270万円余りとなっております。昨年度は同じ9台で370万円ほど見込んでいたかと思うのですけれども、確かにその分カップの分がふえたことはありますけれども、これ100万円も減って見込んでいるというのはどういった要因からでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらは3年間の賃貸料ということで契約しておったところですが、27年度更新の時期になりまして、改めてこちらのほう入札のほうを行いました結果、全体として約100万ほど落ちた形で応札があったということでもあります。応札者が少なくなったことと、あと今まで契約していらっしゃった業者は3年間の動向がつかめたことによって応札額を見積もっているため、全般的に下がったのかなと分析しておるところであります。今回要するに実績が出たことによって、それによって応札したことになりましたので、下がったのが要因ではないかと。あと1階のほうにラッピング対応の販売機であるとか、車椅子対応であるとか、そういった条件も付した部分も若干影響しているのかなとは感じているところでもあります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 29ページの財産売払収入の中の土地売払収入で、資料の59ページを見ますと、県道三芳・富士見線交差点整備事業ということで、北永井350番1の一部ということで、この一部については189.91平方メートル掛ける6万5,800円イコール1,249万6,078円という資料があります。この辺についてももう少し説明、この辺についてどのようなことになるか、もう少し詳しい説明をしていただければと思います。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

県道のこちらの交差点の拡幅に伴いまして県に売却するものでありまして、大体あそこの三芳中学校前の交差点、交差点のちょうど幹線3号線沿いが大体2.6メートルで、県道沿いがおよそ1.5メートル下がったところで隅切りを行いまして、校門、バックネット付近で現状のラインに結ぶような形で、そこはおよそ100メートル、101メートルですね、そちらの部分の売却という形になります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 県道の交差点の整備ということで、先ほど県道側は2.6メートルの後退、それか

ら西側のほうのところは1.5メートルと、そのような、ごめんなさい、県道沿いの幅の広いところが2.6メートルで、狭いところは1.5メートルというふうに、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

その逆で、県道のほうが一番広いところ、隅切りの部分で1.5メートルで、3号線沿いのほうが2.6メートルという形になります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

項1の財産運用収入の目1の財産貸付収入の、先ほどの商工会館のお話なのですが、50円の400平米ということで、この中に商工会以外に社協もあると思うのですが、その辺の、社協の負担分というのはあるのですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちら社会福祉協議会につきましては、こちらは無償で貸し付けております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） 社協は無償で、商工会館は取るという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

建物に関しましては、商工会は区分所有で、自己所有となりますので、社会福祉協議会は、こちらのほうが無償で貸し付けている形になります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） そうすると、商工会のほうに社協は支払っているという認識なのですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今申し上げましたように、区分所有で持っておりまして、商工会と町が区分所有で持っております。町の部分を商工会に貸し付けているという形になりまして……

〔「町の部分が社協」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（齊藤隆男君） ごめんなさい。町の部分が社会福祉協議会に貸し付けておりまして、商工会は区分所有で自己所有となっております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 説明書の59ページの財産売払収入の土地売払収入、藤久保保埜の95.71平米、700万

計上されていますけれども、これは今年度計上して、たしか売却できなかった分なのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） お答えいたします。齊藤です。

委員さんお見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 売却がうまく進まなかった理由があると思うのですけれども、まずそちらから願います。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらにつきましては100平米未満ということで、まず近隣、隣接している所有者を優先的に交渉を行ってまいりました。かなり広い土地でありますので、なかなかやはり金額的に折り合いがつきませんので、今回は合意には至らなかったということで、年度末3月補正で予算のほうを減額させていただいたものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 700万で計上しているわけですが、700万で計上で大丈夫ですか、もっと下げるとかなくて。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） お答えいたします。

こちらにつきましては、代表的な地番をこちらに載せておまして、ほかのも残地等があつて、それもまた引き続き売却していくところではありますが、やはりこれ以上下げるとは果たしてどうなのかなというところがありまして、むしろ今後はもっと高く売れるものであれば、例えば一般競争入札であるとか、そういったもので売却もしていくことを検討していくのがよいのかなと思いますので、こちらは最低限という形で、これよりももっと高く売却していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款15財産収入の質疑を終了いたします。

続いて、29ページから30ページ、款16寄附金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

29ページの総務費寄附金のふるさと納税の寄附金なのですけれども、当初予算に比べると560万増額ということで、これは補正もあつて大分好調ということなのですけれども、増額の要因を改めて伺いたいと思

ます。

○委員長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（大野佐知夫君） 大野でございます。

ふるさと納税につきましては、1年間できるということと、あとは謝礼品のほうをかなりいろいろな種類をふやしまして、工業製品等も含めてやっております。そういった観点から増を見込んでいるというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） 三芳町は600万ということで、きょうの朝のニュースで、北海道の何とか別町というところで、人口5,000人の町だったのですけれども、このふるさと納税が15億円あるということで、非常に、全国第3位だそうなのですけれども、牛肉を謝礼品としてやっているということでお話がありまして、ぜひここは拡大してほしいなという思いがすごくあるのですけれども、その辺何か策もうちょっと考えられないか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（大野佐知夫君） 大野でございます。

昨年度といたしますか、今年度ですけれども、野菜のセット等は完売だったのです、サツマイモについても。農家の方もやはり限度があるということで、ある程度出していただいたのですけれども、ちょっとそれ以上の拡大をまたお願いをするというような部分も含めて、その他まだ謝礼品として選んでいないものとか、いろいろ拡大をさらに図って、600万ではございますが、それ以上を目指して頑張りたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） ぜひそのようにお願いいたします。

それと、寄附に当たるところだと思っておりますけれども、先ほど町長と財務課長にはちょっとお見せしたのですけれども、募金箱を設置してはどうかというのを提案させていただきました。一般質問みたいになってしまって申しわけないのですけれども、ちょっと変わった募金箱で、くるくるコインが回って落ちていくというので、アメリカでは1億2,000万ぐらいそれで募金が集まったというケースもあるらしいので、ぜひこの部分で見直しを検討していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

委員さんよりこの件を伺いまして、早速ちょっと調べました。とてもいい、くるくるコイン、とてもユニークなものなのですが、ただ導入するのに30万円ほど経費がかかるというのちょっとあったものですから、ただとてもいいアイデアだと思いますので、これ今回ほかのほうで募金箱、緑の関係で募金箱を設置するという話もあるのですけれども、それですぐ導入というのはもちろん無理ですけれども、これも今後やはり研究していかなければならないものであるとは思っております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 抜井です。

説明書の61ページの緑化推進費寄附金でございます。トラストの寄附金でございますけれども、今回の一般質問の中にも出てまいりました。結構な額を見込んでいたみたいですが、今回はこれ1,000円予算としては見ていますけれども、ちょっと消極的かなと思ったのですけれども、その辺の内容をお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） お答えいたします。早川でございます。

今回は科目設定だけにしてございます。実際これから企業の皆様方、あるいは議員の皆様方にご寄附をいただきたいと思っておりますので、寄附が入りましたら補正等を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） それでは、大幅な補正になりますことを祈っておりますので、ぜひご尽力をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ちょっと申し上げますけれども、名前を述べてから発言をお願いしたいと思います。

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款16寄附金の質疑を終了いたします。

続いて、30ページ、款17繰入金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款17繰入金の質疑を終了いたします。

続いて、款18繰越金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款18繰越金の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時28分)

---

○委員長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時29分)

---

○委員長（井田和宏君） 続いて、30ページから33ページ、款19諸収入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 説明書の71ページです。この中で104番、広告収入、秘書広報室の担当されている広告収入ですが、予定では5,000円の24枠、12カ月となっておりますが、これは5,000円から金額が変更になっているかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

ここで今年度27年度に広告収入のほうの見直しを行いまして、28年度、つまりことしの4月1日から「広報みよし」のほうの広告料のほうを1枠今まで5,000円ということですずっと来ていたのですけれども、1枠8,000円ということで料金改定をさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 料金の改定がわかっていて、この予算書ではなぜ8,000円になっていないのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。

予算編成時期等に実際的には間に合わなかったといえますか、実際には1月29日に告示ということでさせていただきまして、要項のほうですね、当初予算の編成には時期的に間に合わなかったというようなところであります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） わかりました。

それでは、この料金の改定の仕方、または掲載をいただいている企業なりの皆さんにいわゆる値上げをお願いしたと思うのですけれども、室長にはこのことを私お尋ねしたと思うのですけれども、回答いただけると言ったまま回答がなかったのでこの場で確認をさせていただきますけれども、いわゆる広告料を町内の企業さんなりにご協力いただいているところに回収、ご協力いただいて町の収入として上げるわけです。それをお願いしていく、いわゆる値上げの仕方なのですから、どのようにお願いをされたのか、その値上げのお願いをどうやってやったのか、そのご説明をお願いします。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

広告、毎年、来年度の引き続きお願いできるかどうかを年度末に各広告主様のほうに電話でお問い合わせして、継続されるということであれば、申込書のほうをこちらから郵送させていただいて、そちらのほうの申込書に記入していただいでこちらに送っていただくということをとっております。ことしも年度末になりまして、ここで料金改定ということで要項ができましたので、2月に入りましてから、今現在ご契約されている広告主様のほうに来年度の引き続き広告掲載お願いできるかどうかの確認とあわせて、ここで財政上の問題と、あと近隣の自治体の状況とその2点をご説明した上で、料金改定を行うことになりましたということで、それでもお願いできますかということで、お電話のほうでお願いをさせていただきます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 私の知っているケースは、まず最初に継続するかしないかの確認、継続すると言った後に実は料金が上がりますというお話、尋ねてから、何で上がるのかと聞かれてから近隣等の状況のその数字、ある程度周りとの状況を合わせて上げていくという話をしたと。

室長にお尋ねしますが、この広告料、今ほかにもたくさんございますけれども、これはご協力いただいて出しているかと思っておりますか、それとも町のPRになるので、言い方はちょっと失礼かもしれないけれども、出させてあげていると、どちらで思っていますか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

この広告料につきましては、対等な立場といたしますか、お互いに出させてもらう、載せてもらうという関係で、あくまで民民の契約と同様に、お互い対等な契約だというふうには理解しております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） それぞれのお考えですから結構ですけれども、財政改革それでできるとお思いますか。町の収入のためにこれやっているのですよね。そのために5,000円もらっていたのを8,000円に上げるのに、対等の立場だから、電話で値上げしますからお願いしますって。これから、ではほかの広告料以外のものも、町民の皆さんからいただくものを電話でやるのですか、口頭で。そうではないでしょう、だって。本来であれば、こうやってやっていただいているのですから、たかだか12件ぐらいなのだからちゃんと書面をつくって、こういう事情で、確かに僕も調べましたよ。越生町も、近隣のふじみ野市も富士見市もみんな料金は違います。もっと高いです。でも、それをちゃんと説明しながらご理解いただかなければいけないと、当然のことだと思えるのですけれども、それをやっていかないと協力してもらえませんよ、町民の皆さんに。どう思いますか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

確かに対等の関係での契約関係ではございますけれども、あくまで協力してもらうことには違いがございません。それで、確かに電話での説明というのが不足だったのかな、それについて説明不足ということで言われればこの場で謝罪といたしますか、申しわけなかったということでさせていただきたいと思っております。今後も財政再建に役立つのかということでは、わずかでもやはり近隣の状況に合わせて、それでもまだ料金レベル的には低い水準だと思っておりますので、何とかご協力お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 僕は今回言っているのはそのやり方の問題であって、ご協力いただくとしたら、そういうやり方をしないと町民の皆さんは理解もしてくれないし、協力もしてくれないですよ。そこをしっかりと認識しないと財政再建できませんよ。非常にその認識が甘いと僕は思いますけれども。そういう理解をしっかりとしながら、町民にご理解いただこうと、残念ながら今町の財政は非常に厳しいと、そういう中では



何とかご協力いただきたいと、ついては周りとの状況を確認した上でも、こういう状況ですからぜひご理解いただいて協力願いたい、そういうふうをお願いしてお金を集めるのですよ。それが財政再建ではないのですか。そこのところ認識はしっかり持たないとできませんよ、本当に。僕らがここで何回言っても、それが変わらなかったら町の財政再建できませんよ、絶対に。どうお思いですか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

先ほど申し上げたのですけれども、町の財政事情の説明と、それから近隣自治体の例を、以上の2点を申し上げて理解を求めたつもりだったのですけれども、ご理解が、説明不足だったということであれば申しわけなかったと思います。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） だって、どうしてですかと聞かれてからその説明をしたでしょう、だって。それは説明不足ではなくて何なのですか。一番僕は残念なのは、この広報が賞までとって、つくっている担当の方が苦勞して、汗かいて、努力して賞をとったのに、その立派な広報がこんな広告のことでごたごた、ごたごたするのは非常に残念、制作者にとって大変残念です。僕はそう思いますけれども、いかがですか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

以上先ほど申し上げた2点については広告主様に説明させていただきましたけれども、ほかに、確かに賞をいただいたということで全国的に注目集めていること、それからi広報紙とってスマートフォンとかタブレットでいつでも見られるというようなことで、要するに見る購読者の範囲といたしますか、町民に限らず誰でも見られる、その購読者の範囲が広がったこともより多くの方にその広告も見ただけというようなことも一つの商品価値の上がったといたしますか、広告としての価値が上がったのではないかと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○秘書広報室長（萩原清司君） していませんけれども、こちらの思いとしてはそういったところがあったことは確かです。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 先ほどご答弁あったところで非常に私も腹が立っているのですが、民民の場合、広告載せる側、掲載する側、依頼する側、対等だというお話をされていましたが、私の知っている限り対等の場合はまずない。広告掲載するほうが、依頼するほうではなくて受けるほうですね、が基本的にお願いに来ますから対等ではありません。どこの企業のことと言って民民が対等だというお話になっているのか、非常に不思議です。そういう態度だからおかしくなると私は思っています。

抜井委員が先ほどから何回もおっしゃっているように、やはり今の町の財政をどうやって健全化に持っていかというのは、住民、それから町内の企業の協力を得られないと無理です。それが対等だなんて話は私はどこにもないと思う。ただ、言うておきますけれども、卑屈になれという話を私は一切することないです。ただ、お願いするところはお願いするという態度が絶対に必要だと思っていますが、どう思っていらっしゃ

るのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

お願いする立場でのお電話の対応もさせていただいておりますし、広告主様のほうに接しさせていただいております。ただ、卑屈になるとか、こちら頭下げをお願いというのはちょっとわからないのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○秘書広報室長（萩原清司君） 実際に価格、いろいろなものの価格って需給関係である程度決定するようなところがございまして、今24枠あるところに実際には30枠の希望が出ていまして、実際に残りの6枠の方は待っていただいている状態、それで今現在の町のほうのやり方としては、既存の広告主様を優先させていただいて、その方が辞退された場合に順次繰り上げていくというような順番待ちの状態になっていまして、24枠に30枠の希望があるということは、今の価格水準が低いのかなと。24枠の中で12しか例えばなければ、これは値段を下げなければなかなかご協力いただけないのかなと、そういった経済原理といえますか、そういったことも働いているかと思ひまして、今現に待っている方のこともあるので、そういった対応とさせていただきますました。

○委員長（井田和宏君） よろしいですか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

33ページの物件補償料2,704万8,000円が計上されております。この物件名についてお尋ねいたします。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらの物件補償料につきましては、建物移転料、金額も言ったほうがよろしいですか。建物移転が、プレハブ倉庫が建物移転料と入っておりまして、あと工作物移転料として、防災倉庫、あと防災用の井戸、防球ネット、あと鉄棒、フェンスほかです。あと立ち木の補償としまして、ニセアカシアであるとか、ネズミモチとか、あちらの立ち木の補償、その雑費等も含めましてこれが2,704万8,247円となったものであります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） かなり立ち木も多い、昨日質問しましたけれども、多く植えられていますけれども、そういった今述べた中でその積算根拠のところではどのような形で金額を定めたのか。もしそれごとに、今述べたそれごとに答えていただければ、積算があればそれをもとに答えていただければと思います。そういった立ち木の補償とか、そういった金額なんかはどのようにして積算をしたのか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらにつきましては、県のほうの基準がございまして、それに基づきまして積算したものであると聞いております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

32ページ、諸収入、目、雑入のところの資源物売却代金等で2,015万円計上してあります。こちらが昨年度に比べて230万ほど減っているのですけれども、まずこの要因をお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） お答えいたします。早川です。

ただいま資源物売却代金ということで、昨年度よりも若干減になってございます。まず、こちらのほうの要因でございますが、来年度平成28年4月からごみに関する全般変わるわけでございます。それで、まず1つが、事業系の資源ごみ、そちらのほうを受け入れをしなくなります。これまで事業系の可燃ごみ、資源ごみ両方とも受け入れておりましたが、可燃ごみについてはそのまま上福岡の清掃センターのほうで受け入れますが、資源ごみについては統一、ふじみ野と統一ということで、そちらのほうは受け入れはなくなったのがまず1つの要因です。

それと、まず来年度から資源ごみの売却代金、これはごみの共同化、事務委託に関する協定書、そちらのほうで締結交わしてございますが、まずふじみ野市のほうで売却に関するその単価契約等を行います。それで、ふじみ野市のほうの歳入に一度入りまして、三芳のごみ量に対してその資源物売却代金を三芳のほうに入れ込むという、そのような流れです。それで、その単価の協議に当たっては、これまでふじみ野市と調整してきました。若干昨年度よりも単価が低くなった資源ごみでございます。それを踏まえて今回の計上となったわけでございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ということは、ふじみ野のほうに一度入る収入から三芳分がもらえると、大体その量を推計してここに計上したということよろしいですか。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 早川です。

そのとおりでございます。

○委員長（井田和宏君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

昨年の予算書等を見せていただいても、容器包装リサイクル協会拠出金ということで、これ容器包装、プラも入るのですか、こちらのほうを公益財団法人の日本容器包装リサイクル協会のほうに預けて、その再商品化の売り上げから拠出されると思うのですけれども、ふじみ野のほうではこの金額というのがやっぱり時代時代によって変わってくるというのもあるので、毎回補正で上げているようなのです。この前12月、昨年の12月議会でもふじみ野のほうでは370万ほど補正で上がっておりますが、三芳はもうこれは推定して予算に入れ込んでいるということよろしいですか。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） お答えいたします。早川です。

ただいまご指摘のあった日本容器包装リサイクル協会からの拠出金ということのご質問でございます。こちらのほうについてはペットボトルと容器包装のプラスチック類、そちらのほうをこの協会のほうに入れ込みまして、その協会のほうで入札等々を行っております。それで、それに関する利益が出た場合は、その利益の2分の1、各市町村へそのごみの質によって、プラスチックあるいはペットボトルの質によって分配金が支払われるシステムです。

それで、先ほど議員ご指摘のふじみ野のほう、今年度三百数十万円ということで入が確定しました。この入についてはおととしの質によって分配金が確定するような形です。三芳の場合には、本年度ですか、160万ほど入で入っております。三芳の場合には当初これがある程度見込んだ形で当初予算で計上してございます。ふじみ野のほうにおいてはこれを見込まず、途中の確定した時点で補正で入を入れているような状況でした。以上です。

○委員長（井田和宏君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 今課長からの説明のほうで商品の分別したものの品質等によって金額が決まるということがありましたけれども、これその品質等によってランクがあるようなのですけれども、三芳町のランクはどの程度でしょうか。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） お答えいたします。早川です。

ただいま容器包装リサイクル協会ですか、そちらのほうの拠出金、これはその拠出の額についてはその品質によって差が出ます。それで、今年度27年8月及び27年の7月、ペットボトルあるいは容器包装プラスチック類、その品質の検査を行いました。毎年行っておりますが、三芳の場合はランクAでございます。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） Aランクということで、非常にうれしい限りなのですが、4月から分別方法は微妙ですが、収集日等変わることがあって混乱等が生じてこのランクが下がってしまうおそれもあると思うので、そちらの周知をしっかりとお願いしたいと思います。

それと、ふじみ野市のほうの平成28年度予算、これホームページのほうからダウンロードできますので、ちょっと見させていただいているのですけれども、環境センターの売電収入5,400万、これが計上されているのですけれども、これは三芳分、売電収入は全部ふじみ野市に入ることなののでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） お答えいたします。早川です。

ただいまご指摘のふじみ野のほうの売電収入約5,000万円ぐらいですか、今回来年度から新環境センターということで、事務を三芳のほうは委託、ふじみ野のほうに委託します。それで、ランニングコスト、要するに環境クリーンセンターのほうの運営の経費、多額な経費でございますが、そちらのほうから売電収入のほうは差し引いた形で、その残について、そのほかにも差し引く経費はございますが、その残について三芳のほうのごみ量割合で三芳の負担金が決まる、そのような形になっております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

33ページの雑入の中で、給食用廃油代5万3,000円というのがあるのですが、金額は少ないですけれども、財政の厳しいということなので、少しでも無駄にはできない、リサイクルという観点からも非常に望ましいと思うのですが、経緯としては、かつては無料で引き取ってもらっていたのが売れるような形になったということらしいのですけれども、これ昨年と比べると倍以上にふえているのですが、今年度の給食がメニューがてんぷらばかりだったというわけではないと思いますので、その増の要因をお願いいたします。

○委員長（井田和宏君） 給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（小沼保夫君） 小沼です。お答えします。

今給食用の廃油代が昨年度に比べて雑入で倍以上になったということなのですけれども、給食がてんぷらばかりになったわけではなくて、実際昨年度、今年度から新しい給食センターになりまして、その中の厨房機器でありますフライヤーの機械が当然変わりましたので、そこに入る量が旧の給食センターと比べて多くなったということが主な原因になります。

以上です。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） わかりました。

これ学校給食センターだけのものだと思うのですけれども、例えば町立保育所のほうとか、規模から言うとかえって手間がかかってしまうのかもしれないけれども、給食センターだけではなくて、保育所のほうの廃油の引き取りも同時にということは難しいのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 杉山です。お答えいたします。

今現在保育所のほうでは廃油等は今のところ売却とかというのは考えておりませんが、ちょっと量のほうを確認しないと、どれだけそちらのほうの手間がかかるか、金額がかかるかわかりませんので、それによって検討したいと思います。

○委員長（井田和宏君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） かえって手間がかかってしまうかもわかりませんが、一応そこら辺検討のほうはお願いしたいと思います。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

32ページ、19諸収入の雑収入のところなのですが、地図代8万5,000とあります。説明書の69ページ、都市計画図、私も使わせていただいていますけれども、前年度で資料見せていただきましたら、都市計画図600円という単価のところは800円になっております。その要因を教えてくださいたいと思います。

○委員長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 鈴木でございます。お答えいたします。

委員さんおっしゃいますとおり、現在は都市計画図600円で販売をしておりますが、今年度都市計画基本図の修正作業を行いました。その中で、300枚作成したときの単価が959円となってしまいます。その後の消費税導入や原材料の高騰等を考えますと1,000円ほどの価格が妥当と考慮されておりましたが、値上げ幅が大き過ぎるので、今回は200円の値上げを行うことといたしました。

なお、都市計画基本図につきましては雑収入として扱われますので、条例及び規則の規定はございません。こちら周知の方法といたしまして、ホームページや広報、窓口に来られた方には案内を行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） ありがとうございます。細田です。

もう一つ、32ページの雑収入、職員駐車場代ってありますが、説明書の中の71ページで、職員駐車場代、2,000円掛ける210台掛ける12カ月で記載されております。前年度のやっぱり資料も比較させていただきましたけれども、これは台数は変わっておりませんで210台ですね。変わってはないのですけれども、もし職員の方が1カ月のうちに出勤というか、使わなかった場合とかというときは駐車場代というのは全く変わらないのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらにつきましては、もし職員が事情により丸々1カ月病気等により使わない場合は、届け出をしていただいたことによりましてこちらのほうは免除といたしますか、駐車料金は徴収しないことになっております。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

では、単位といたしましては1カ月丸々というところが各自でになるということですか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

単位は1カ月となります。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

済みません、ちょっと細かいことなのですが、1週間とか出勤なさらなかったとか、日割りになったりとかってされないのでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

日割り等は行っておりませんで、むしろ逆に駐車場を利用していない職員が何かの事情により駐車場を使った場合は逆にいただいております、1カ月分を。

以上でございます。

○委員長（井田和宏君） ほかに。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

済みません、もう一つなのですが、33ページ、諸収入の一番下のほうの欄に副産物販売5,000円とありますけれども、こちらはこういったものなののでしょうか。

○委員長（井田和宏君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。お答えいたします。

こちらにつきましては、自主財源の確保ということを目的に、わずかではございますけれども、旧島田家住宅でサツマイモの苗床の展示であるとか、そういった動態展示をしております。そういったもので、例えば苗ができて、それを利用しなければそのまま捨ててしまうような形になりますので、少しでもお分けすることができればということで今回予算計上をさせていただいたところでございます。その他もう少し研究をいたしまして、何か財源が確保できるようなものがあればしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款19諸収入の質疑を終了いたします。

続いて、33ページ、34ページ、款20町債の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井田和宏君） 以上で款20町債の質疑を終了いたします。

以上で歳入に関する質疑を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（井田和宏君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会をいたします。

お疲れさまでございました。

（午後 2時03分）